



愛媛県報

発行 愛媛県

平成21年8月28日金曜日 第2095号

◇ 目 次 ◇ 規 則

歯科技工士法施行細則の一部を改正する規則..... 773

告 示

愛媛県個人情報保護条例第27条第1項の規定による口頭による開示請求をすることができる個人情報の一部改正..... 773

医療機関の指定..... 774

施術機関の指定..... 774

指定医療機関の所在地名の変更..... 774

指定医療機関の廃止の届出..... 774

介護機関（居宅介護事業者）の指定..... 775

介護機関（居宅介護支援事業者）の指定..... 775

介護機関（介護予防事業者）の指定..... 775

指定介護機関（居宅介護事業者）の廃止の届出..... 776

指定介護機関（介護予防事業者）の廃止の届出..... 776

指定居宅サービス事業者の指定..... 776

指定居宅介護支援事業者の指定..... 777

指定介護予防サービス事業者の指定..... 777

指定居宅サービス事業の廃止..... 777

指定居宅介護支援事業の廃止..... 778

指定介護予防サービス事業の廃止..... 778

建設業者の許可の取消し..... 778

市営土地改良事業の計画の変更等の関係書類の縦覧..... 778

開発行為に関する工事の完了..... 779

建設業者の許可の取消し..... 779

訓 令

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令..... 779

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告..... 780

技能検定の合格者..... 780

監 査 公 表

監査結果に基づく措置の公表（4件）..... 782

選挙管理委員会告示

直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数..... 785

規 則

○愛媛県規則第49号

歯科技工士法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成21年8月28日

愛媛県知事 加戸守行

歯科技工士法施行細則の一部を改正する規則

歯科技工士法施行細則（昭和31年愛媛県規則第39号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>様式第2号（第4条関係）</p> <p>歯科技工士国家試験合格証明書交付願書</p> <p>省略</p>	<p>様式第2号（第4条関係）</p> <p>歯科技工士試験合格証明書交付願書</p> <p>省略</p>

附 則

この規則は、平成21年9月1日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第1091号

愛媛県個人情報保護条例第27条第1項の規定による口頭による開示請求をすることができる個人情報（平成14年3月愛媛県告示第701号）の一部を次のように改正し、平成21年9月1日から施行する。

平成21年8月28日

愛媛県知事 加戸守行

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
口頭による開示請求をすることができる個人情報の内容		口頭による開示請求をすることができる期間	口頭による開示請求をすることができる場所	口頭による開示請求をすることができる個人情報の内容		口頭による開示請求をすることができる期間	口頭による開示請求をすることができる場所
試験等の名称	開示する内容			試験等の名称	開示する内容		
省略				省略			
歯科技工士国家試験	省略			歯科技工士試験	省略		
省略				省略			

○愛媛県告示第1092号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療機関を次のように指定した。

平成21年 8月28日

愛媛県知事 加戸守行

医療機関の名称	開設者の氏名 又は名称	所在地	指 定 年月日
社会福祉法人恩賜財団済生会小田診療所	社会福祉法人恩賜財団済生会支部愛媛県済生会	喜多郡内子町小田130番地	平成21年 6月1日
谷口耳鼻咽喉科	医療法人谷口耳鼻咽喉科	伊予市下吾川905番地1	平成21年 7月1日
山 中 医 院	山 中 望	宇和島市広小路1番31号	平成21年 7月21日
大洲ななほしくりニック	戒能幸一	大洲市東若宮16番2号	平成21年 8月1日
たけます診療所	竹増公明	伊予市双海町上灘字安久地甲5350番地16	平成21年 8月1日
浦上歯科医院	浦上富雄	大洲市長浜甲230-5	平成21年 6月5日

こころ歯科医院	加藤秀顕	新居浜市喜光地町一丁目5番4号	平成21年 7月1日
なぎさ薬局	有限会社清薬局	八幡浜市産業通6番27号	平成21年 8月1日
よつば薬局東若宮店	よつばメディカルサービス株式会社	大洲市東若宮16番2	平成21年 8月1日

○愛媛県告示第1093号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により、施術機関を次のように指定した。

平成21年 8月28日

愛媛県知事 加戸守行

施術機関の名称	開設者の氏名 又は名称	所在地	指 定 年月日
神拝鍼灸院	黒川栄二	西条市神拝甲231番地1	平成21年 7月1日

○愛媛県告示第1094号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により指定した医療機関の所在地名が、次のように変更された。

平成21年 8月28日

愛媛県知事 加戸守行

医療機関の名称	開設者の氏名 又は名称	所 在 地 名		変 更 年 月 日
		旧	新	
武田脳神経外科	医療法人武田脳神経外科	今治市南高下町三丁目816番地4	今治市南高下町三丁目2番10号	平成21年6月26日

○愛媛県告示第1095号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により指定した医療機関を次のように廃止した旨の届出があった。

平成21年 8月28日

愛媛県知事 加戸守行

医療機関の名称	開設者の氏名 又は名称	所在地	廃 止 年月日
社会福祉法人恩賜財団済生会小田病院	社会福祉法人恩賜財団済生会支部愛媛県済生会	喜多郡内子町小田130番地	平成21年 6月1日
谷口耳鼻咽喉科	谷口昌史	伊予市下吾川905番地1	平成21年 6月30日

山 中 医 院	山 中 一 清	宇和島市広小路1番31号	平成21年 7月20日	す い は 薬 局	株 式 会 社 ス エ ト ッ プ	四国中央市中之庄町284 - 1	平成21年 3月31日
浦上歯科医院	浦 上 富 雄	大洲市長浜甲230 - 5	平成21年 6月4日	エビスヤ薬局重 信店	有限会社 エビスヤ薬局	東温市志津川171番地セ ブンスター重信店内	平成21年 6月1日
こころ歯科医院	上 田 芳 宏	新居浜市喜光地町一丁目 5番4号	平成21年 6月30日	喜 光 地 薬 局	篠 永 文 雄	新居浜市喜光地町二丁目 3 - 47	平成21年 6月9日

○愛媛県告示第1096号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（居宅介護事業者）を次のように指定した。

平成21年 8月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介 護 機 関（ 居 宅 介 護 事 業 者 ） の 名 称	主 た る 事 務 所 の 所 在 地	居 宅 介 護 事 業 を 行 う 事 業 所		指 定 年 月 日
		名 称	所 在 地	
平 山 猛	八幡浜市松谷1026	ひらやま内科・呼吸器内科ク リニック	八幡浜市松谷1026	平成21年 7月 1日
NPO法人ケア・サポート	今治市吉海町臥間46番地 2	ちかみシーサイド	今治市近見町一丁目 7番50号	平成21年 7月17日
有限会社エンジェル・コール	西条市朔日市807番地	グループホーム杜の家	西条市朔日市892番地	平成21年 7月21日
有限会社エンジェル・コール	西条市朔日市807番地	グループホーム水車の家	西条市周布494番地 1	平成21年 7月21日
有限会社ひだまりの会	宇和島市川内甲2467番地 3	有限会社ひだまりの会デイサ ービスセンターほで	宇和島市保手二丁目 5番31号	平成21年 7月27日
株式会社アリックス	宇和島市朝日町四丁目 6番 5 号	アリックス指定訪問介護事業 所	宇和島市朝日町四丁目 6番 5 号	平成21年 8月 1日

○愛媛県告示第1097号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（居宅介護支援事業者）を次のように指定した。

平成21年 8月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介 護 機 関（ 居 宅 介 護 支 援 事 業 者 ） の 名 称	主 た る 事 務 所 の 所 在 地	居 宅 介 護 支 援 事 業 を 行 う 事 業 所		指 定 年 月 日
		名 称	所 在 地	
株式会社お茶屋の里	新居浜市西の土居町二丁目 8 番23号	居宅介護支援事業所お茶屋の 里	新居浜市西の土居町二丁目 8 番23号	平成21年 6月11日
株式会社時の計画	八幡浜市松柏丙692番地 1	居宅介護支援あったかいこ	八幡浜市産業通353 - 1	平成21年 7月21日
社会福祉法人まこと	四国中央市豊岡町大町字東原 2786番地 2	居宅介護支援事業所しあわせ の家	四国中央市豊岡町大町字東原 2786番地 2	平成21年 7月27日

○愛媛県告示第1098号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（介護予防事業者）を次のように指定した。

平成21年 8月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
平 山 猛	八幡浜市松谷1026	ひらやま内科・呼吸器内科クリニック	八幡浜市松谷1026	平成21年 7月 1日
NPO法人ケア・サポート	今治市吉海町臥間46番地 2	ちかみシーサイド	今治市近見町一丁目 7 番50号	平成21年 7月17日
有限会社エンジェル・コール	西条市朔日市807番地	グループホーム杜の家	西条市朔日市892番地	平成21年 7月21日
有限会社エンジェル・コール	西条市朔日市807番地	グループホーム水車の家	西条市周布494番地 1	平成21年 7月21日
有限会社ひだまりの会	宇和島市川内甲2467番地 3	有限会社ひだまりの会デイサービスセンターほで	宇和島市保手二丁目 5 番31号	平成21年 7月27日
株式会社アリックス	宇和島市朝日町四丁目 6 番 5 号	アリックス指定訪問介護事業所	宇和島市朝日町四丁目 6 番 5 号	平成21年 8月 1日
株式会社新風会	大洲市徳森1477番地 1	デイサービスセンター蒼月	西予市宇和町岡山545番地	平成21年 7月 1日
株式会社新風会	大洲市徳森1477番地 1	デイサービスセンター昴星	西予市城川町下相693番地	平成21年 7月 1日

○愛媛県告示第1099号

生活保護法（昭和25年法律第 144 号）第54条の 2 第 1 項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）から、居宅介護事業を次のように廃止した旨の届出があった。

平成21年 8月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る居宅介護事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
有限会社ケアサポートいまはる	今治市北高下町四丁目 4 番29号	有限会社ケアサポートいまはる	今治市北高下町四丁目 4 番29号	平成21年 6月 1日

○愛媛県告示第1100号

生活保護法（昭和25年法律第 144 号）第54条の 2 第 1 項の規定により指定した介護機関（介護予防事業者）から、介護予防事業を次のように廃止した旨の届出があった。

平成21年 8月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る介護予防事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
有限会社ケアサポートいまはる	今治市北高下町四丁目 4 番29号	有限会社ケアサポートいまはる	今治市北高下町四丁目 4 番29号	平成21年 6月 1日

○愛媛県告示第1101号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第41条第 1 項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

平成21年 8月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
株式会社ふゆうちゃあ	デイホームふゆうちゃあ	愛媛県松山市山西町745	平成21年7月1日	通所介護
ベストケア株式会社	ベストケア・ショートステイ来住	愛媛県松山市来住町1307番5	平成21年7月1日	短期入所生活介護
株式会社サンランド	デイサービスセンターそよ風	愛媛県宇和島市吉田町立間尻甲729番地4	平成21年7月1日	通所介護
合同会社MK&K	デイサービスみるく	愛媛県宇和島市明倫町五丁目5番13号	平成21年7月1日	通所介護

○愛媛県告示第1102号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者を指定した。

平成21年8月28日

愛媛県知事 加戸守行

指定居宅介護支援事業者の名称	指定居宅介護支援事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
社会福祉法人杉の子会	居宅介護支援事業所廣寿苑	愛媛県今治市南大門町三丁目5番地8	平成21年7月1日	居宅介護支援
株式会社時の計画	居宅介護支援あったかいこ	愛媛県八幡浜市産業通353番1	平成21年7月1日	居宅介護支援
株式会社ウェルライフケアサービス	ウェルライフケアサービス愛媛	愛媛県四国中央市下柏町661番地1	平成21年7月25日	居宅介護支援

○愛媛県告示第1103号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定した。

平成21年8月28日

愛媛県知事 加戸守行

指定介護予防サービス事業者の 名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
ベストケア株式会社	ベストケア・ショートステイ来住	愛媛県松山市来住町1307番5	平成21年7月1日	介護予防短期入所生活介護
株式会社サンランド	デイサービスセンターそよ風	愛媛県宇和島市吉田町立間尻甲729番地4	平成21年7月1日	介護予防通所介護
合同会社MK&K	デイサービスみるく	愛媛県宇和島市明倫町五丁目5番13号	平成21年7月1日	介護予防通所介護

○愛媛県告示第1104号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり指定居宅サービス事業を廃止する旨の届出があった。

平成21年8月28日

愛媛県知事 加戸守行

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
有限会社ドリームコレクター	ヘルパーステーション虹	愛媛県松山市和泉北一丁目14-17	平成21年6月30日	訪問介護
社会福祉法人松野町社会福祉協議会	松野町社会福祉協議会	愛媛県北宇和郡松野町松丸1661番地13	平成21年7月1日	訪問入浴介護
有限会社ティーエムコーポレーション	デイホームすみれきたさや	愛媛県松山市北斎院町1017-4	平成21年7月16日	通所介護

○愛媛県告示第1105号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり指定居宅介護支援事業を廃止する旨の届出があった。

平成21年 8月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

指定居宅介護支援事業者の名称	指定居宅介護支援事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名 称	所 在 地		
社会福祉法人恩賜財団済生会支部愛媛県済生会	社会福祉法人恩賜財団済生会在宅介護サービスセンターひばりヶ丘	愛媛県松山市東山町143番地	平成21年 6月30日	居宅介護支援

○愛媛県告示第1106号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり指定介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があった。

平成21年 8月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名 称	所 在 地		
有限会社ドリームコレクター	ヘルパーステーション虹	愛媛県松山市和泉北一丁目14-17	平成21年 6月30日	介護予防訪問介護
社会福祉法人松野町社会福祉協議会	松野町社会福祉協議会	愛媛県北宇和郡松野町松丸1661番地13	平成21年 7月 1日	介護予防訪問入浴介護
有限会社ティーエムコーポレーション	デイホームすみれきたさや	愛媛県松山市北斎院町1017-4	平成21年 7月16日	介護予防通所介護

○愛媛県告示第1107号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成21年 8月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因となった事実
(般-18)第9261号	平成18年10月30日	中山住宅設備	中山 博	西条市喜多川610-2	平成21年7月6日	土木工事業 管工事業 水道施設工事業	建設業の廃止
(般-18)第13558号	平成18年10月23日	(有)近藤電業社	近藤 薫	新居浜市角野3512-8	平成21年7月6日	電気工事業	建設業の廃止
(般-18)第14757号	平成18年6月22日	渡辺建設(株)	渡邊 健嗣	四国中央市土居町津根430	平成21年7月8日	左官工事業	建設業の廃止(一部)
(般-18)第14773号	平成18年7月27日	山内電工	山内 俊一	西条市朔日市682-2	平成21年7月8日	電気工事業	建設業の廃止(法人成り)
(般-20)第16332号	平成20年7月15日	クリエイト伸	星川 真一	四国中央市妻鳥町1679-1	平成21年7月8日	建築工事業	建設業の廃止(法人成り)
(般・特-19)第1652号	平成19年10月8日	丹原建設(株)	安藤 直康	西条市丹原町今井225-1	平成21年7月16日	さく井工事業	建設業の廃止(一部)
(般-18)第6295号	平成18年8月3日	(株)大三建設	越智 博和	今治市石井町1-3-36	平成21年7月16日	建築工事業	建設業の廃止(一部)
(般-17)第7207号	平成17年7月18日	萬屋村上興業	村上 真子	今治市吉海町福田1376-1	平成21年7月23日	土木工事業 とび・土工工事業 石工事業、水道施設工事業	建設業の廃止
(特-20)第10971号	平成20年5月2日	森川産業(株)	森川 勝利	西条市三津屋東1-5	平成21年7月24日	建築工事業	建設業の廃止(一部)

○愛媛県告示第1108号

今治市から協議のあった市営土地改良事業（農業用排水施設整

備事業・朝倉上地区）の計画の変更は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項及び第48条第

9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成21年 8月28日

愛媛県東予地方局長 佐 伯 隆 志

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 市営土地改良事業（農業用排水施設整備事業・朝倉上地区）

変更計画書の写し

- (2) 今治市土地改良事業分担金等徴収条例の写し

2 縦覧期間

平成21年 8月31日から 9月30日まで

3 縦覧場所

今治市役所朝倉支所

○愛媛県告示第1109号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成21年 8月28日

愛媛県中予地方局長 門 屋 泰 三

Table with 3 columns: 検査済証の番号及び交付年月日, 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称, 開発許可を受けた者の住所及び氏名. Row 1: 21中建管第193-6号, 東温市下林字八幡宮ノ下甲246番1、同市下林字明木谷丙164番2、同市下林字タテワリ丙169番2、丙173番2、丙173番20、丙173番44, 西条市神拝甲130番地の2 株式会社ファーム 代表取締役 久 門 渡

○愛媛県告示第1110号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成21年 8月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

Table with 8 columns: 許可番号, 許可年月日, 商号又は名称, 代表者氏名, 主たる営業所の所在地, 取消年月日, 取り消した建設業の種類, 取消の原因となった事実. Rows include (般・特-19)第1584号, (般-16)第14292号, (般-19)第4816号, (般-18)第15118号.

訓 令

○愛媛県訓令第21号

庁 中 一 般

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年 8月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令

愛媛県庁事務決裁規程（昭和51年愛媛県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

Table with 2 main columns: 改正後, 改正前. Each column contains '別表第5（第4条関係）' and a detailed table with columns for 組織種類, 事項, 決裁区分 (知事, 専決者, 部長, 局長, 課長).

医療 対策 課	1～7 省略				
	8 歯 科技 工士 法の 施行 に関 する 事務	1 省略			
		2 歯科技工士国家試験の実施（歯科 技工法の一部を改正する法律（昭和 57年法律第1号）附則第2条）			
	3・4 省略				
9～18 省略					

医療 対策 課	1～7 省略				
	8 歯 科技 工士 法の 施行 に関 する 事務	1 省略			
		2 歯科技工士試験の実施（歯科 技工法の一部を改正する法律（昭和 57年法律第1号）附則第2条）			
	3・4 省略				
9～18 省略					

附 則

この訓令は、平成21年9月1日から施行する。

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成21年8月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成21年8月13日	特定非営利活動法人 にこっと	藤 崎 朱 美	松山市鷹子町611番地8	この法人は、経済衰退の主たる原因である未婚及び晩婚に伴う少子化を解消するため、多様なセクターと相互推進型の協働を図りながら、「めぐり会いの場創出」と「コミュニケーションスキルの育成を通じた社会関係資本の蓄積」を目指す。また、人と地域社会の繋がりを作る中で自らの能力を生かして自分らしく、自由に生活できる社会を目指すことを目的とする。

○公 告

技能検定の合格者について

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づき平成21年7月11日から8月8日までの間に実施した技能検定の合格者は、次のとおりである。

平成21年8月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

造園（造園工事作業）

3 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 3	A 甲 4	A 甲 5	A 甲 6
A 甲 7	A 甲 8	A 甲 10	A 甲 11	A 甲 13	B 1

鑄造（鑄鉄鑄物鑄造作業）

3 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 4	A 甲 6	A 甲 7	A 甲 8
A 甲 9	A 甲 10	A 甲 12	B 1	B 2	

機械加工（普通旋盤作業）

3級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 3	A 甲 4	A 甲 6	A 甲 7	A 甲 8
A 甲 10	A 甲 11	A 甲 12	A 甲 13	A 甲 15	A 甲 16
A 甲 17	A 甲 18	A 甲 19	A 甲 20	A 甲 21	A 甲 23
A 甲 24	A 甲 25	A 甲 26	A 甲 27	A 甲 28	A 甲 29
A 甲 30	A 甲 31	A 甲 32	A 甲 33	A 甲 34	A 甲 35
A 甲 36	A 甲 37	A 甲 38	A 甲 39	A 甲 40	A 甲 41
B 1	C 1	D 1			

機械加工（数値制御旋盤作業）

3級

受 検 番 号	受 検 番 号
B 1	D 1

機械加工（マシニングセンタ作業）

3級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 3	A 甲 4	A 甲 5

工場板金（曲げ板金作業）

3級

受 検 番 号
A 甲 1

機械保全（機械系保全作業）

3級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 4	A 甲 6	A 甲 7	A 甲 9	A 甲 10	C 1

機械保全（電気系保全作業）

3級

受 検 番 号
C 1

電子機器組立て（電子機器組立て作業）

3級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 4	A 甲 5	A 甲 6	A 甲 8
A 甲 9	A 甲 10	A 甲 11	A 甲 12	B 1	C 1

フラワー装飾（フラワー装飾作業）

3級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 3 A 甲 14	A 甲 8	A 甲 9	A 甲 10	A 甲 11	A 甲 13

監 査 公 表

○公表第27号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成21年 8月28日

愛媛県監査委員 白 石 友 一
同 明 比 昭 治
同 河 野 忠 康
同 和 氣 政 次

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
産 業 政 策 課	平成20年10月16日
労 政 雇 用 課	〃
建 築 住 宅 課	平成20年10月22日

（監査の結果）

1 企業立地奨励金等返還金については、早期収入に努力が望まれる。

調定年度	収入未済額（円）	備 考
19年度	34,796,000	
計	34,796,000	

（産業政策課）

2 地域改善対策職業訓練受講資金等貸付金償還金については、収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
19年度	0	156,600	156,600	
18年度	26,100	130,500	156,600	
差引増減	26,100	26,100	0	

（労政雇用課）

3 住宅貸付損害金については、納期限内の収入確保に努めるとともに、収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
19年度	2,994,467	24,701,762	27,696,229	
18年度	3,172,493	21,529,269	24,701,762	
差引増減	178,026	3,172,493	2,994,467	

（建築住宅課）

（措置の内容）

1 債務者のA社は、脱税事件を起こし、国税当局の差押えを受け、休眠状態となったため未収となっているものであるが、平成20年度中には返納されなかった。

今後も元社長宅への訪問や弁護士との協議を続けるなど、鋭意、返

還金の回収に努めてまいりたい。（産業政策課）

2 平成20年8月、未償還の3名及び連帯保証人に対して償還依頼の通知を送付したところ、うち1名の連帯保証人から償還の意思が示され、9月に同保証人から1名分の未償還額全額（34,800円）の償還があった。これにより、収入未済額は156,600円から121,800円に減となった。

残る2名についても、本人や連帯保証人への電話連絡等を行い、引き続き、滞納額の回収に努めてまいりたい。（労政雇用課）

3 平成19年度末時点における住宅貸付損害金（66名27,696,229円）の滞納者に対しては、滞納する住宅貸付料の未収分（31,663,280円）とともに催告通知及び訪問指導等を行い、回収に努めた。

20年度においては、住宅貸付損害金については1名80,000円の納入があり、住宅貸付料の未収分については1名640,000円について時効援用の申立てがあり、2名20,000円について納入があった。

しかしながら、新たに住宅貸付損害金13名1,879,576円、併せて滞納する住宅貸付料の未収分3,403,300円が発生したことから、収入未済額は20年度末現在で住宅貸付損害金が29,495,805円、住宅貸付料の未収分が34,406,580円となった。

なお、平成20年10月から退去者滞納家賃の収納業務については、債権回収会社に委託し、20年度末現在で178,100円の納入があったところであるが、引き続き地方局及び委託先と連携しながら収入確保に努めるとともに、より一層の収入未済額の縮減に努めてまいりたい。

区 分	収入未済額（円）		
	住宅貸付損害金（収入未済額）	住宅貸付損害金請求者に係る住宅貸付料	計
20年度末現在	29,495,805	34,406,580	63,902,385
19年度末現在	27,696,229	31,663,280	59,359,509
差引増減	1,799,576	2,743,300	4,542,876

（建築住宅課）

○公表第28号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成21年 8月28日

愛媛県監査委員 白 石 友 一
同 明 比 昭 治
同 河 野 忠 康
同 和 氣 政 次

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
教 育 総 務 課	平成20年10月23日
人 権 教 育 課	平成20年10月16日

（監査の結果）

1 奨学資金特別会計における奨学資金貸付金償還金については、納期限内の収入確保に努めるとともに、収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
19年度	12,074,000	10,556,000	22,630,000	
18年度	8,208,000	7,448,000	15,656,000	
差引増減	3,866,000	3,108,000	6,974,000	

（教育総務課）

2 地域改善対策高等学校等就学奨励費貸付金償還金については、納期限内の収入確保に努めるとともに、収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
19年度	46,703,198	192,074,029	238,777,227	
18年度	46,103,352	152,145,604	198,248,956	
差引増減	599,846	39,928,425	40,528,271	

（人権教育課）

（措置の内容）

1 奨学資金貸付金の償還については、奨学生の新規採用時及び貸与終了時に、学校長を通じ奨学金制度の趣旨や社会人になってからの奨学金返還義務等を指導するとともに、卒業後も、納入通知書発行に先立ち、返還を開始する者全員に事前の電話連絡により納入期限の厳守を指導している。また、20年度からは、督促・返還指導等を業務とする「奨学生指導員」（非常勤嘱託）を2名に増員し、係員とも連携しながら、未納者本人や連帯保証人等に対する訪問や電話による返還指導を行うなど、滞納繰越額の縮減に努めており、19年度末現在の未収額22,630,000円について、20年度は9,056,000円を収納し、滞納繰越額は13,574,000円となった。

しかし、旧育英会移管分の返還開始に伴い、返還者が増大したことなどから、20年度新たに245万18,380円の未収金が発生したため、20年度末現在の滞納額は過年度分と合せて31,954,000円となった。

今後は、さらにきめ細かな返還指導を徹底し、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に努めたい。

（教育総務課）

2 平成20年度における地域改善対策高等学校等就学奨励費貸付金償還金については、123,773,318円の調定額に対し、収納額73,984,851円（収納率59.77%）となり、前年度比で1.73ポイント改善されている。滞納繰越額については、償還金の未納者に対して、督促状の発行や通知文書に未納額を掲載して納入を促すとともに、担当職員が直接、奨学生本人や保護者と面談するなどして返還指導を実施した結果、20年度中に2,515,633円を収納し、21年3月末現在の滞納繰越額は、2,357,769,897円となったが、20年度に新たに49,788,467円の未収入金が発生したことから、20年度末の滞納繰越額は285,558,364円となっている。

今後も引き続き、各種文書の送付や市町訪問により奨学金制度の趣旨について意識啓発を行うほか、奨学生本人や保護者との面談等により貸付金の返還指導を行い、納期内収入と収入未済額の縮減に努めたい。

（人権教育課）

○公表第29号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成21年 8月28日

愛媛県監査委員 白石 友一

同 明比昭治
同 河野忠康
同 和氣政次

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
警 察 本 部	平成20年10月14日

（監査の結果）

1 損害弁償金については、適切な債権管理が望まれる。

調定年度	収入未済額（円）	備 考
17年度	429,000	
19年度	924,000	
計	1,353,000	

2 放置違反金については、納期限内の収入確保に努めるとともに、収入未済額の縮減に一層努められたい。

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
19年度	12,468,000	7,650,000	20,118,000	
18年度	10,011,000	0	10,011,000	
差引増減	2,457,000	7,650,000	10,107,000	

3 放置違反金に係る延滞金については、収入未済額の縮減に一層努められたい。

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
19年度	125,700	2,000	127,700	
18年度	4,200	0	4,200	
差引増減	121,500	2,000	123,500	

（措置の内容）

1 損害弁償金の未収金については、平成17年度分は、債務者が納期を過ぎても当該債務を履行しないため、督促状を手交し、期限を指定して催告していたが、納入がないまま所在不明となり連絡ができないことから、早期の納入は困難な状況である。今後、親族等を通じて所在確認し、早期の納入を図ることとしたい。平成19年度分は、債務者に支払能力がないことを確認していることから早期の納入は困難であるが、今後、債務者の支払能力を定期的に確認するなどして納入を図ることとしたい。

2 放置違反金については、督促状の送付、電話による催告、早期の財産調査を行うとともに、違反車両の道路運送車両法に定める継続検査の拒否を行うなど、厳格かつ積極的に滞納処分を進めた。その結果、平成19年度未収入金20,118,000円（1,301件）が平成20年度末現在で15,562,763円（1,007件）となった。今後とも放置違反金の納期限内の収入確保に努めるとともに、差押え等の滞納処分を積極的に実施して収入未済額の縮減に努めたい。

3 放置違反金に係る延滞金については、郵送、電話による催告を実施し、積極的に滞納処分を進めた。その結果、平成19年度未収入金127,700円（71件）が平成20年度末現在で119,800円（67件）となった。今後とも放置違反金に係る延滞金の納期限内の収入確保に努めるとともに、収入未済額の縮減に努めたい。

○公表第30号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成21年 8月28日

愛媛県監査委員 白石 友一
同 明比 昭治
同 河野 忠康
同 和氣 政次

監査対象機関	監査年月日
中予地方局	
産業経済部	平成20年9月8日
建設部	"
久万高原土木事務所	"
南予地方局	
大洲土木事務所	平成20年7月29日

（監査の結果）

1 違約金（工事請負契約に伴うもの。）については、適切な債権管理が望まれる。

調定年度	収入未済額（円）	備考
13年度	3,965,000	
計	3,965,000	

（中予地方局産業経済部）

2 延滞利息（工事請負契約に伴うもの。）については、適切な債権管理が望まれる。

調定年度	収入未済額（円）	備考
16年度	97,016	
計	97,016	

（中予地方局産業経済部）

3 県営住宅貸付料については、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区分	収入未済額（円）			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
19年度	18,773,400	40,357,080	59,130,480	
18年度	17,771,700	42,886,580	60,658,280	
差引増減	1,001,700	2,529,500	1,527,800	

（中予地方局建設部）

4 損害弁償金については、早期収入に努力が望まれる。

調定年度	収入未済額（円）	備考
19年度	633,000	
計	633,000	

（中予地方局建設部）

5 違約金（工事請負契約に伴うもの。）については、適切な債権管理が望まれる。

調定年度	収入未済額（円）	備考
13年度	970,150	

19年度	97,600	
計	1,067,750	

（中予地方局建設部）

6 延滞利息（工事請負契約に伴うもの。）については、適切な債権管理が望まれる。

調定年度	収入未済額（円）	備考
19年度	17,788	
計	17,788	

（中予地方局建設部）

7 トランスファークレーンのディーゼルオイルほかの購入契約について、年間購入見込額が160万円を超えるため競争入札により契約すべきところ、特定の業者との反復した随意契約としていた。

（中予地方局建設部）

8 草刈作業車のリース契約について、当初契約時、他に草刈機能を有する車両が販売されていたにもかかわらず、経済性を比較検討することなく長期継続契約を締結して、19年度においてもリース料を支出していた。

（中予地方局久万高原土木事務所）

9 県営住宅貸付料については、納期限内の収入確保に努めるとともに、収入未済額の縮減に一層努められたい。

区分	収入未済額（円）			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
19年度	471,800	162,400	634,200	
18年度	182,700	0	182,700	
差引増減	289,100	162,400	451,500	

（南予地方局大洲土木事務所）

10 違約金（工事請負契約に伴うもの。）については、適切な債権管理が望まれる。

調定年度	収入未済額（円）	備考
13年度	220,500	
計	220,500	

（南予地方局大洲土木事務所）

11 延滞利息（工事請負契約に伴うもの。）については、適切な債権管理が望まれる。

調定年度	収入未済額（円）	備考
13年度	1,019,650	
計	1,019,650	

（南予地方局大洲土木事務所）

（措置の内容）

1 A社の違約金については、平成15年2月7日、同社が破産宣告を受けたため、平成15年2月25日に「債権届書」を地方裁判所に提出した。その後、破産者の資産（油圧シャベル4台）を占有する別の債権者と破産管財人との間で、資産の所有権をめぐる係争となり、二審で当該債権者が破産管財人側に250万円を支払うことで、平成19年3月に和解した。

この結果、250万円の収納を受けて平成19年9月20日破産管財人から配当措置が行われたが、破産管財人報酬、国税への配当が優先され、本件債権への配当はなかった。

平成19年10月17日に破産手続の廃止が決定し、同年10月23日に法人登記簿が閉鎖された。

今後は、適切な債権管理を行いたい。（中予地方局産業経済部）
2 B社分の延滞利息については、平成17年3月23日に調定し、納入通知書を郵送したが、代表者が所在不明のため返送された。以降も所在不明となっている。

しかし、商業登記簿、代表者住民票には、現在も変動はない。
会社及び代表者名義の土地や建物は、すべて抵当権者に抵当権を行使され、競売されたため残っていない。

会社が存続していることから、今後も、代表者の住所を定期的に調査するなど、債権回収に努めていきたい。（中予地方局産業経済部）

3 県営住宅貸付料については、平成19年度末時点で59,130,480円の収入未済額があった。滞納者及び保証人に対し、督促状の送付、呼出し、訪問等を行い納付指導に努めた結果、16,198,900円が納付され、640,000円を不納欠損処分したが、20年度新たに26,186,900円が未収となったことから、21年4月末現在の収入未済額は68,478,480円となった。

今後とも住宅貸付料の納期限内の収入確保に努めるとともに、滞納繰越額の縮減に努めたい。（中予地方局建設部）

4 強制徴収に向けて財産調査を行うも、現在のところ預金、保険、給与等差押えに適当な財産は見つかっていない。今後さらに財産調査を進めるとともに、自宅訪問も繰り返し行い、早期の収入確保に努めていきたい。（中予地方局建設部）

5 13年度違約金の納入義務者であるC社は、15年2月7日に地方裁判所から破産宣告を受け、破産手続中であつたが、19年7月11日、破産管財人から同地裁へ「任務終了の計算報告書」の提出があつた。債権回収できたものは、管財人報酬及び公租公課に充当され、一般債権への配当はなかった。

なお、同社は、同年10月17日に破産廃止決定確定、同23日付けで破産廃止決定確定の登記がなされ、即日、商業登記簿が閉鎖された。

今後は、適切な債権管理を行いたい。

19年度違約金の納入義務者のうちD社は、20年3月3日に破産手続開始となつたが、21年2月4日、債権者集会において破産管財人から「債権回収できたものは、管財人報酬及び抵当権者の債権等に充当し、余剰なし」との説明があつた。

なお、同社は、同年3月5日に破産手続廃止の決定確定、同6日付けで破産手続廃止の決定確定の登記がなされ、即日、商業登記簿が閉鎖された。

今後は、適切な債権管理を行いたい。

もう一方の納入義務者であるE社は、破産管財人により破産手続中であり、推移を見守ることとした。（中予地方局建設部）

6 19年度延滞利息の納入義務者であるF社は、20年3月3日に破産手続開始となつたが、21年2月4日、債権者集会において破産管財人から「債権回収できたものは、管財人報酬及び抵当権者の債権等に充当し、余剰なし」との説明があつた。

なお、同社は、同年3月5日に破産手続廃止の決定確定、同6日付けで破産手続廃止の決定確定の登記がなされ、即日、商業登記簿が閉鎖された。

今後は、適切な債権管理を行いたい。（中予地方局建設部）

7 ディーゼルオイルの交換業務については、平成20年11月4日に競争見積を実施し、単価契約済みである。（契約期間：平成20年11月5日から平成21年3月31日まで）

21年度においても同様に契約済みである。（中予地方局建設部）

8 この草刈作業車の導入に当たっては、道路維持課において他県の導入状況についての聞き取り調査等に基づいて機種を選定をしたものである。

今後は、車両及び機械装置等の導入に当たっては、機種を選定を慎重に行うとともに、契約手続に際しては競争性、透明性、公平性の確保に努めてまいりたい。

また、本県が導入している車両は、多目的な用途に使用可能な機種で、草刈作業のほかトンネル清掃やガードレール清掃などの道路維持

作業に使用しているところであるが、年間を通じて稼働できるメリットを最大限生かし、今後一層の効率的な運用と稼働率の向上を図り県民へのサービス向上に努めてまいりたい。

（中予地方局久万高原土木事務所）

9 平成19年度末滞納額が634,200円あり、平成20年11月25日に敷金76,000円を滞納家賃に充当したため、滞納額は558,200円となった。滞納は1世帯の入居者によるもので法的措置により既に退去しており、引き続き督促等を行うこととしたい。（中予地方局大洲土木事務所）

10, 11 平成13年度の違約金及び滞納利息の未納については、代表社員が平成15年から行方不明であつたが所在が判明したため、平成20年7月10日に住所地を訪問し、債務者であることを確認した。その上で違約金及び延滞利息の支払を催促したところ、債務者から時効援用の申立てがあり、平成20年7月14日付けで時効援用申立書の提出を受けた。

時効を理由とする不納欠損処分はやむを得ないと認められるため、平成20年9月4日付けで不納欠損決議を行った。

（中予地方局大洲土木事務所）

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第47号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第2編第5章及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数は、次のとおりである。

平成21年 8月28日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 西 蔭 健

1 直接請求（県議会議員の解職請求を除く。）の要件となるべき選挙権を有する者の数

- (1) 選挙権を有する者の総数 1,203,607
- (2) 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 24,073
- (3) 40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 267,268

2 県議会議員の解職請求の要件となるべき選挙権を有する者の数

選挙区別	選挙権を有する者の総数	同左の3分の1の数（松山市・上浮穴郡選挙区にあつては、同左の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）
伊予郡	44,268	14,756
南宇和郡	21,916	7,306
松山市・上浮穴郡	427,774	137,963
今治市・越智郡	150,259	50,087
宇和島市・北宇和郡	87,228	29,076
八幡浜市・西宇和郡	43,665	14,555
新居浜市	103,043	34,348
西条市	93,755	31,252
大洲市・喜多郡	56,686	18,896
伊予市	32,783	10,928
四国中央市	76,574	25,525
西予市	37,214	12,405
東温市	28,442	9,481